

（仮称）つがる南第2風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告について

令和7年12月23日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、（仮称）つがる南第2風力発電事業環境影響評価準備書について、株式会社新エネルギー技術研究所に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：青森県つがる市木造出来島及び木造吹原  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：30, 100 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和5年2月14日
住民意見の概要等受理	令和5年4月24日
青森県知事意見受理	令和5年7月21日
経済産業大臣勧告発出	令和5年8月8日

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	令和7年4月10日
住民意見の概要等受理	令和7年6月12日
青森県知事意見受理	令和7年10月17日
環境大臣意見受理	令和7年11月28日
経済産業大臣勧告発出	令和7年12月23日

問合先：電力安全課 小西、木全  
電話：03-3501-1511  
(内線：4921)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、

その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### (2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された「屏風山湿原池沼群」、河川、複数の池沼等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これら河川、池沼等からの距離を取るとともに、既設道路を活用するなど改変量等を可能な限り抑制するよう検討した上で、沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土砂及び濁水の流出を抑制し、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### (3) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息及び営巣、希少猛禽類の飛翔並びに猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、既設風力発電設備において、国内希少種に指定されているハヤブサを含む複数のバードストライク及びバットストライクが確認されている。くわえて、本事業の複数の風力発電設備がチュウヒのペアの高利用域内に位置しており、採餌場と生息地間の移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、チュウヒの飛翔及び営巣が確認されており、年間予測衝突数も比較的高く予測されているほか、風力発電設備1～4、6及び7号機の風力発電設備はチュウヒのペアの高利用域内に位置している。これらによるチュウヒに対する移動経路の阻害、衝突事故及び行動圏の縮小による生息地放棄といった営巣、繁殖等への重大な影響が懸念されることから、鳥類の飛翔状況調査結果及び年間予測衝突数等を踏まえ、風力発電設備1～4、6及び7号機について、設置の取りやめ又は配置の変更を行うこと。配置の変更を行う場合は、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和6年6月環境省。以下「基本的考え方」という。）で高利用域の内部に風車が建設されない場合にチュウヒへの繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害の影響は低減されるとされていることから、令和5年及び令和6年の調査で確認されたチュウヒのペアの飛行軌跡等より得られる高利用域の外に風力発電設備を設置する計画とすること。その際に、専門家等に変更後の配置での鳥類への影響について改め

て意見の聴取を行うこと。くわえて、5号機を含め全ての風力発電設備について専門家等からの助言を踏まえたブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の環境保全措置を講ずること。

イ 風力発電設備の配置の検討に当たっては、基本的考え方でハイイロチュウヒについて風車から500m以内の飛翔行動が減少する可能性があるとされていることを踏まえ、チュウヒに対する移動経路の阻害等の影響を回避し、又は極力低減するため、本ハイイロチュウヒに関する知見、準備書に記載のチュウヒの飛翔状況等をチュウヒの専門家に明示的に説明した上で、得られた助言を踏まえ、既設風力発電設備との離隔も含め十分な離隔を確保すること。

ウ チュウヒの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニング等の環境保全措置を適切に実施し、繁殖への影響を低減すること。また、生息状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 対象事業実施区域内の既設風力発電設備におけるバットストライクの状況では、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に絶滅危惧II類として掲載されているヤマコウモリ及び「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（令和2年3月青森県）に重要希少野生生物として選定されているヒナコウモリへの衝突が懸念されるため、これらの影響を回避し、又は低減するよう、専門家等の助言を踏まえ、稼働開始時から適切な環境保全措置を講じること。

オ 鳥類等の風力発電設備への衝突、移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライク及びバットストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突、移動経路の阻害、誘引等の重要な鳥類等に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類等の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をすること。

キ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落とし、他の動物による持ち去り等による過小評価を回避するため、専門家等からの意見、国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。